◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４４号（H28. 4. 1）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝４件（３月２５日～３月３１日分）
（１）　乗合バスの車内事故①
（２）　乗合バスの車内事故②
（３）　法人タクシーの死傷事故
（４）　トラックの酒気帯び運転事故
２．運転中のスマートフォン操作は厳禁です！
３．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について
４．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）
５．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
６．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
７．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
８．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
９．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
１０．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１１．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１２．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
１３．「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました
１４．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について
１５．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について【更新】
１６．貸切バスの安全確保の徹底について
１７．バスの車両火災事故防止の徹底について
１８．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．　重大事故等情報＝４件】（３月２５日～３月３１日分）

（１）乗合バスの車内事故①

　３月２７日（日）午前９時頃、福岡県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、バス停留所で降車しようと停車前に席を立った乗客１名がバラ

ンスを崩し転倒した。
この事故により、乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。

（２）乗合バスの車内事故②
３月２９日（火）午前１０時０６分頃、兵庫県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、バス停留所で停車前に席を立った乗客が、停車時の揺動でバランスを崩し転倒した。
この事故により、乗客が大腿骨転子部骨折の重傷を負った。

（３）法人タクシーの死傷事故
３月３０日（水）午後８時３０分頃、新潟県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点を通過後、横断歩道のない道路を横断していた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事業者によると、交差点のタクシー側の信号は、青であったとのこと。

（４）トラックの酒気帯び運転事故
３月２９日（火）午前２時２５分頃、栃木県の国道において、福島県に営業所を置くトラクタ・トレーラが運行中、トラクタの前部が道路左側の路外に逸脱した。
この事故による負傷者はないが、運転者は酒気帯び運転の疑いで警察に逮捕された模様。
運転者は、前日午後９時３０分まで荷積み作業を行った後、飲酒した模様。

---

上記件の死傷者数計：死亡１名、重傷２名、軽傷０名（速報値）

---

◇◇◇

関係者の方々におかれましては、運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図り、安全の確保を最優先するようお願いいたします。

◇◇◇

関東運輸局では、乗合バスの運行において、人身事故に繋がりやすい「歩行者・自転車との接触事故」や、「車内での転倒事故」の防止の更なる推進が喫緊の課題となっているため、関東地区バス保安対策協議会と合同で「乗合バス事故防止対策検討ＷＧ（ワーキンググループ）」を開催し、乗合バスの事故防止対策に取り組んでいるところです。

関東管内の乗合バスの事故発生状況については、平成２７年の「歩行者・自転車事故」及び「車内事故」の発生件数は減少したものの、発生件数のうち約７割が乗務員に起因している状況にあり、関係者によるさらなる取組が求められている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今般、以下のとおり、乗合バスの事故防止対策をとりまとめましたので、お知らせします。

関東運輸局は、引き続き、関係事業者と連携・協調して、乗合バスの事故防止対策を推進してまいります。

なお、バス直前への飛び出しや、車内での座席移動などは、バスの走行中の事故に直結する大変危険な行動です。バス利用者等の方々におかれましても、交通ルールや車内マナーを守り、バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

〇乗合バスの事故防止対策

１　事故防止に効果が期待できる取組の水平展開

・乗合バス事故防止対策検討ＷＧにおいて取りまとめた「歩行者・自転車事故、車内事故の防止に効果が期待できる取組方事例」（別添３を参照）について、乗合バス事業者への水平展開を行う。（随時）

２　ドライブレコーダー映像による乗務員向け教材の作成・活用・個々の乗合バス事業者が有しているドライブレコーダー映像のうち乗務員教育として活用できるものを（一社）東京バス協会で収集し、乗務員向け教材を作成・活用していく。（平成２８年度前半）

３　バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）の開催

・関係者の協力を得ながら、（一社）東京バス協会において、バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）を開催し、乗務員の安全意識の向上と安全・安心な旅客の輸送の充実を図る。（平成２８年度中）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【５．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！】

（配信日：H28.3.4）

昨年末から事業用自動車の車両火災事故が複数発生した中で、岡山県津山市の火災（１月３１日）、北海道勇払郡の火災（２月８日）は、いずれも貸切バスが走行中、後軸付近から出火したものであり、その状況から、差動装置（デファレンシャル）のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより潤滑不良となった状態で走行を続けたことから同装置の内部が過熱し、火災に至ったものと推定されています。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、関係事業者の皆様におかれましては、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期されますようお願いします。

記

１．デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
２．デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
３．デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。

上記の内容は、平成２８年３月４日付けで、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会等に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000232.html

◇◇◇

代表者：髙橋　美作

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1602/0219/k1_p160219.pdf

◇◇◇

バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から２月８日までに６件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。

このような状況を受け、国土交通省では、平成２３年から２６年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について分析を行いました。

バスの車両火災事故については様々な原因が考えられるところでありますが、今回の分析結果では、点検整備不十分、整備作業ミスといった点検整備に関するものが見受けられました。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては、今回の分析結果中、出火に至る状況として多くを占める電気配線ショートや燃料漏れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備の実施について周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等関係団体に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119909.pdf

◇◇◇

１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。
２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。
３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

として、事故直後より国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置し、特別監査の実施など、緊急に対応するとともに、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、有識者からなる「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました。
さらに、２月３日付けで公益社団法人日本バス協会に対し、次の事故防止通達を発出しましので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について
当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。
このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。
なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２　その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、

あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３ 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

伴うバス運転手の不足等の構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

〇事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
〇監査の実効性の向上（事業参入後の安全確保についてのチェックの強化）
〇運転者の運転技術のチェックの強化
〇運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
〇衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化　など

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000054.html
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000055.html

◇◇◇

上記１における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。
乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

３．乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１５．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について】

（更新日：H28.3.18）

全国の各地方運輸局では、１月２１日以降、スキーバス等の貸切バスに対し、街頭監査を随時、実施しています。
３月１４日現在、その結果（概要）については次のとおりです。

〔監査の結果〕

監査車両数２４２台（うち、指摘車両数８６台）

主な違反事項
・運行指示書の記載不備
・運行指示書の携行なし
・車外・車内表示違反　等

このように３６％の貸切バスに違反が認められたところです。
関係事業者の皆様におかれましては、輸送の安全確保の徹底を図り、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１６．貸切バスの安全確保の徹底について】
（配信日：H28.1.16）

１月１５日（金）午前１時５９分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の国道１８号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、１４名が死亡し、２７名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました（１５日午後１７時現在）。
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。
このため、貸切バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１７．バスの車両火災事故防止の徹底について】
（配信日：H28.1.8）

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、平成２７年１２月２８日、東京都内の路上において、貸切バスが停車中に車内の天井付近から出火する火災事故が発生し、また、翌２９日には、長崎県内の駐車場において、貸切バスが停車中にバッテリー付近から出火する火災事故が発生しました。

いずれの事故も、幸い負傷者はなく、火災の原因については現在調査中ですが、年末年始の多客期であることから、関係事業者におかれましては、特に車齢の高い車両に対しては、日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施するなど、車両火災事故防止の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２７年１２月３０日付け、国自安第２２８号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

_ForUserBusUnderFloorMaintenace.pdf

◇◇◇